

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回環境影響評価審査会公害部会
開 催 日 時	平成28年1月27日（水） 14時00分から 15時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2階 第5集会室
出 席 者	部 会 長：東野委員 委 員：笠原委員、松井委員、柳原委員
欠 席 者	尾崎委員、日置委員、山本委員
案 件 名	GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書について
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書</li> <li>・資料2 GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書 資料編</li> <li>・資料3 枚方市環境影響評価審査会意見・指摘事項に対する事業者の見解及び補足資料</li> <li>・資料4 GLP枚方Ⅲプロジェクトに関する環境影響評価スケジュール</li> <li>・資料5 GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書意見に対する見解書</li> </ul>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書に関するこれまでの公害部会の検討結果を取りまとめ、公害部会長に確認後、各公害部会委員に確認を行う。その後、審査会全体会で報告する。</li> </ul>
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境保全部 環境総務課

## 審 議 内 容

### 総括

#### 【案件】G L P 枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書について

- G L P 枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書について、これまでの公害部会の検討結果を取りまとめ、公害部会長に確認後、各公害部会委員に確認を行う。その後、審査会全体会で報告する。

### 質疑応答

#### 【案件】G L P 枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書について

##### 【大気汚染について事業者説明】

部会長：日平均値には、2%除外値、98%値の説明を加えたほうがよい。また、資料で用いたデータは一般道路や高速道路での大型車の構成比と思われるが、工事車両の大型車の構成比とは異なるのではないか。構成比が異なっても排出係数の計算結果は変化しないとする資料を示していただきたい。事務局に提出があれば、確認する。

事業者：工事車両も、大型車の代表的な8種と大差ないと考える。追加資料を示す。

部会長：事後調査については、予測結果等からも問題ないと考えるため、不要と判断する。

##### 【水質汚濁について事業者説明】

委 員：資料3の図6.2-5の左軸にあるSS含有率の数字が誤りなので、修正していただきたい。また、実際の仮設沈砂地ではその流動混合状態に応じて想定より除去性能が低下する可能性があるため、仮設沈砂地の設置にあたっては、十分に表面負荷率を確保し、滞留時間分布を均一にして、理想的な沈殿状況ができるよう留意する必要がある。

事業者：追加資料を示す。

部会長：事後調査の必要性についてはどうか。

委 員：十分に予測できているため、不要と判断する。

##### 【低周波音について事業者説明】

委 員：施設関連車両の増加により交通量が現況の2倍となると、エネルギー積分なので、3デシベルの増加となるが、想定では10%の車両増加のため、0.3デシベル程度の増加が予想される。そうすると、低周波音の高い周波数帯域での予測値も少しブレてくるが、ブレの範囲内である。それよりも、車両増加10%の信頼性と、交通騒音がロバストに予測できているかの検証を事後調査した方がいい。

事業者：10%の車両増加は、かなり過剰に見ているので、実際は少なくなると考えている。

委 員：そうすると、周辺住民さんは、実測値としてどれくらい増えたかが気になるので、事後調査で、台数を中心に、交通騒音も測定してもいいと思う。それを測定するときは、交通騒音の低い周波数帯域の方がバックグラウンドで超えていることを、FFTや3分の1オクターブバンドで見せてはどうか。

事業者：調査をし、オクターブバンド分析しても、原因までは追究できない。

部会長：事後調査の必要性についてはどうか。

委 員：低周波の事後調査については、おそらく予測どおりの結果となるので、不要と判断する。

**【土壌汚染、廃棄物について事業者説明】**

部会長：土壌汚染、廃棄物の項目については、本日欠席の委員から指摘があるので、事務局から委員へ確認をお願いします。

**【交通安全について事業者説明】**

委員：事業者説明の内容については特に意見はない。

事後調査の必要性については、交通量等が、事前調査ではニトリショッピングモールでの予測の上に今回の予測を乗せたものなので、しっかりと事後調査を行っていただきたいと考える。時期はオープン後1ヶ月以内に基本的な状況と、1年以内にテナントがおおよそ満床になった頃に最大の環境影響を調査していただきたい。調査地点は、交通8と交通12は施設関連車両の出入口のため交通量等を、交通2は対象施設に近いので地域住民の影響を、交通5と交通6は道路付け替え後の影響を確認する必要がある。調査項目は、各地点で交通量と、交通6は滞留長または青信号でも解消できない渋滞長を追加で調査していただきたい。

委員：騒音の事後調査については単独では不要としたが、交通安全で事後調査を行うのであれば、交通2、3、4、5、6のあたりでFFTが見える形で測定していただき、資料3の低周波予測結果の60～80デシベル付近が検証できるようなデータを追加でいただきたい。

事業者：道路交通を対象にした調査ということか。

委員：道路交通騒音の位置と考える。時間区分でFFTの8時間平均を出すと、予測と整合的な結果が出ると思うので、検討していただきたい。

事業者：検討する。

**【見解書について事業者説明】**

部会長：施設供用後に設置する問い合わせ窓口について、具体的な方法は決まっているか。

事業者：竣工までの担当窓口については、計画説明書などの配布資料に連絡先を添付する形で対応している。施工業者や管理会社の決定後は、改めて担当窓口について周辺の協議会や自治会等へ広くお知らせする。

委員：各テナントに交通面等を依頼して対応するとのことだが、どの程度まで強制力があるのか心配である。

事業者：今回の環境影響評価での指導や、近隣住民さんからの意見を取り入れた施設使用細則というルールブックを作成し、各テナントとの契約条件として館内使用細則の遵守を依頼する。ルールを遵守できない場合は契約違反として取り扱い、他の物件においても厳しく協議している。現地の管理会社を通して、日々のお願いからも指導を行う。

部会長：本日、委員から出た意見に対して、事業者は資料の提出をお願いします。委員は、追加の意見があれば、1週間以内に事務局まで連絡をお願いします。欠席委員に対しては、事務局から意見を伺うようお願いする。

これまで2回の公害部会にて、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、低周波音、土壌汚染、廃棄物、交通安全について、現地調査が十分か、予測・評価が正しく行われているか、環境保全措置が十分であるか、事後調査の必要性について十分検討を行ったので、追加意見が無ければ、事務局に公害部会の検討結果の取りまとめをお願いします。取りまとめた結果については、まず私が確認し、その後、事務局から公害部会委員に送付して確認を行う。部会委員の確認後、自然・社会・文化環境部会の検討結果が取りまとめ次第、全体会での審議に移りたいと考えているので、よろしくをお願いします。

事務局：今後の審議のスケジュールについて、来年4月までに審査会全体会としての検討結果のとりまとめでいただきたいと考えているので、よろしく願います。

部会長：以上で本日の会議を終了する。

以上